

資料 1-8 関連規則

資料 1-8-1 学校教育法

学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（抜粋）
第九十六条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

資料 1-8-2 学校教育法施行規則

学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）（抜粋）

第百四十三条の三 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。

2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

資料 1-8-3 共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程

共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（文部科学省告示第百三十三号）（抜粋）

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百四十三条の二第二項の規定に基づき、共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程を次のように定める。

平成二十年七月三十一日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

（趣 旨）

第一条

学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十三条の二第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

（定 義）

第二条

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請施設 共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。
- 二 関連研究者 研究施設を置く大学の職員以外の者で、当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。
- 三 共同利用・共同研究 大学に置かれた研究施設を利用して行われる研究であって、募集により関連研究者が参加して行われるものをいう。

（認定の基準）

第三条

規則第百四十三条の二第二項に規定する共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。

- 二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。

- 三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えていること。

- 四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。

- イ 当該申請施設の職員

- ロ 関連研究者

- ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

- 五 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。

- 六 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。

- 七 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。

- 八 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。

- 九 多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があること。

資料 1-8-4 平成 21 年度認定拠点一覧

平成 21 年度認定拠点一覧（抜粋）

大学・研究施設名：東京大学 海洋研究所 気候システム研究センター

共同利用・共同研究拠点名：大気海洋研究拠点

代表者：西田 睦 中島 映至

研究分野：大気海洋科学

有効期限：H22.4.1～H28.3.31

共同利用・共同研究拠点の概要：

○海洋科学および気候システム科学に関する中核的な全国共同利用研究機関としての実績と研究資産を活かして、海洋と大気に関する基礎的研究を推進すると共に、これらを統合した新たな地球表層圏システム研究を推進する。

○陸上研究施設、学術研究船、気候モデルを用いた公募型共同研究制度により国内外の研究者を受け入れ、海洋科学・気候システム科学に関わる先端的共同研究を推進する。

○多様な研究分野が関わる地球表層圏システム研究における学内外の研究者間の知識連携プラットフォームとしての機能を果たし、次世代に通ずる観測手法や数値モデルの開発を行い、これらの研究を通じて将来の地球表層圏システム研究を担う若手研究者を育成する。

資料1-8-5 国立大学法人法

国立大学法人法（平成十五年七月十六日法律第百十二号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

（役員（の職務及び権限））

- 第十一条 学長は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。
- 四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

資料1-8-6 東京大学基本組織規則

東京大学基本組織規則（抜粋）

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第1号

第1章 総則

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号、以下「法人法」という。）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）並びにその設置する東京大学並びに附属学校及び附属病院の組織に関し、基本となる事項を定める。

（組織の原則）

第2条 大学法人及びその設置する東京大学（附属学校及び附属病院を含む。本条において以下同じ。）の組織は、東京大学が、東京大学憲章に則り、国民から付託された大学の自治に基づいて、総長の統括と責任の下に、国民の付託に伴う責務を自律的に果たし自らの使命と課題を達成することができるように、構成され、運用されなければならない。

- 2 大学法人及びその設置する東京大学の組織は、この規則に定める全学組織と教育研究部局とで構成される。教育研究部局は、その長の統括の下に、東京大学憲章に則り、教育研究の活動を自らの発意と責任において実施し、総合大学としての東京大学の教育研究の発展に寄与する。
- 3 東京大学の教職員は、東京大学憲章に則り、その役割と活動領域に応じて、東京大学の運営への参画の機会を有する。
- 4 大学法人及びその設置する東京大学の組織の構成並びにその機関の権限の行使は、大学教員の学問の自由を侵すものであってはならない。

（設置）

第34条 学校教育法第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる大学院組織として東京大学に置かれるものは、大学院研究部及び大学院教育部（以下それぞれ「研究

部」、「教育部」という。）とする。

- 2 前項の研究部として、情報学環及び公共政策学連携研究部を置く。
- 3 第1項の教育部として、学際情報学府及び公共政策学教育部を置く。

第3節 附置研究所

（設置）

第40条 東京大学に、次の附置研究所（以下「研究所」という。）を置く。

医科学研究所 地震研究所 東洋文化研究所 社会科学研究所 生産技術研究所 史料編纂所 分子細胞生物学研究所 宇宙線研究所 物性研究所 大気海洋研究所 先端科学技術研究センター

2 前項の研究所には、それぞれ別に規則で定めるところにより、研究部門又はそれに代わる組織を置く。

3 研究所は、それぞれ別に規則で定めるところにより、他大学の教員その他の者に研究のため利用させるものとする事ができる。

（教授会）

第41条 研究所に、教授会を置く。

2 研究所の教授会は、研究所の研究に関する重要事項について審議し、及びこの規則又はその他の規則によりその権限に属する事項を行う。

3 この規則に定めるもののほか、研究所の教授会に関し必要な事項は、当該教授会において定める。

（所長及び副所長）

第42条 研究所に、所長を置く。所長は、研究所に関する校務をつかさどり、研究所の教授会を主宰し、所属教職員を統督する。

- 2 所長は、当該研究所の教授をもって充てる。
- 3 所長は、当該研究所の教授会の議に基づき、総長が任命する。
- 4 所長の任期については、それぞれ別に規則で定めるところによる。
- 5 所長は、役員会の議に基づくのでなければ、その意に反して解任されることはない。

6 研究所には、副所長若干名を置くことができる。

7 副所長は、所長の職務を助ける。

8 副所長の選任に関し必要な事項は、研究所において定める。

（研究所の組織に関するその他の定め）

第43条 各研究所の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第4節 教育研究部局附属の教育研究施設

（教育研究部局附属の教育研究施設）

第44条 各教育研究部局には、別に規則で定めるところにより、教育又は研究のための附属施設を置くことができる。

第5章 教育研究部局等の事務組織

（事務組織）

第45条 各教育研究部局及び附属図書館に、その事務を行わせるため、別に定めるところにより事務組織を置く。

2 全学センター、国際高等研究所、附属学校及び附属病院には、その事務を行わせるため、別に定めるところにより事務組織を置くことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、必要と認められる場合には、別に定めるところにより、教育研究部局、附属図書館、全学センター、国際高等研究所、附属学校及び附属病院のうち数個のもの

の事務を、一の事務組織によって行うものとする。ことができる。

資料 1-8-7 東京大学大気海洋研究所規則

東京大学大気海洋研究所規則

平成22年3月25日

東大規則第90号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則（以下「基本組織規則」という。）に定めるもののほか、東京大学に附置する大気海洋研究所の組織に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 東京大学大気海洋研究所（以下「研究所」という。）は、海洋と大気に関する基礎的研究及び地球表層圏に関する統合的研究を行い、その科学的理解を深化させるとともに、将来の研究を担う人材を育成し、もって社会に貢献することを目的とする。

(教授会)

第3条 研究所に教授会を置く。

2 教授会は、研究所の研究・教育に関する重要事項について審議し、及び基本組織規則又はその他の規則によりその権限に属する事項を行う。

3 前2項のほか、教授会の組織その他必要な事項については、別に定める。

(所長)

第4条 研究所に、所長を置く。所長は、研究所の校務をつかさどり、その他基本組織規則の定める職務を行う。

2 所長の任期は、2年とする。

3 前2項のほか、所長に関し必要な事項については、別に定める。

(副所長)

第5条 研究所に、副所長若干名を置く。副所長は所長の職務を助ける。

2 前項のほか、副所長に関し必要な事項については、別に定める。

(研究系及び研究部門)

第6条 研究所に、次に掲げる研究系及び研究部門を置く。

気候システム研究系

気候モデリング研究部門

気候変動現象研究部門

海洋地球システム研究系

海洋物理学部門

海洋化学部門

海洋底科学部門

海洋生命システム研究系

海洋生態系動態部門

海洋生命科学部門

海洋生物資源部門

(附属研究施設)

第7条 研究所に、次に掲げる附属研究施設を置く。

国際沿岸海洋研究センター

国際連携研究センター

地球表層圏変動研究センター

2 前項の附属研究施設の組織その他必要な事項については、別に定める。

(共同利用共同研究推進センター)

第8条 研究所の共同利用・共同研究を支援するため、共同利用共同研究推進センター（以下「推進センター」という。）を置く。

2 推進センターに関する事項は、別に定める。

(事務部)

第9条 研究所の事務を処理するため、事務部を置く。

2 事務部に関する事項は、別に定める。

(共同利用・共同研究拠点)

第10条 研究所は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に定める共同利用・共同研究拠点である大気海洋研究拠点（以下「拠点」という。）として、他大学の教員その他の者で拠点の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に、その施設を利用させることができる。

(協議会)

第11条 研究所に、東京大学大気海洋研究所協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(細則への委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第2項の規定にかかわらず、平成22年4月1日を始期とする所長の任期は、平成23年3月31日までとする。

制定理由

大気海洋研究所を設置することに伴い、その組織に関し必要な事項を定めるために、本規則を制定するものである。

資料 1-8-8 東京大学大気海洋研究所協議会規則

東京大学大気海洋研究所協議会規則

平成22年3月25日

東大規則第91号

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大気海洋研究所規則第11条第2項の規定に基づき、東京大学大気海洋研究所協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(任務)

第2条 協議会は、東京大学大気海洋研究所（以下「研究所」という。）の共同利用・共同研究に関する運営の大綱について、東京大学大気海洋研究所長（以下「所長」という。）の諮問に応じ意見を述べるとともに、共同利用・共同研究の課題等を審議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 所長

(2) 研究所の教授又は准教授のうちから所長が指名した者

(3) 東京大学の理学系研究科、農学生命科学研究科、新領域創成科学研究科及び地震研究所の教授 各1名

- (4) 東京大学の研究担当の理事又は副学長
 (5) 前4号のほか、学内外の学識経験者のうちから所長が委嘱した者
 2 前項の委員の総数は、21名を超えないものとし、かつ、その半数以上は、学外者とする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 (会議)

第6条 協議会は、議長と協議のうえ、所長がこれを招集する。
 2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代行する。

(運営委員会)

第7条 協議会に、運営の具体的事項を審議するため、共同研究運営委員会及び研究船共同利用運営委員会を置く。
 2 各運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

制定理由

大気海洋研究所を設置することに伴い、協議会の組織及び運営に関し必要な事項について定めるため、本規則を制定するものである。

資料1-8-9 東京大学大気海洋研究所共同研究運営委員会規則

東京大学大気海洋研究所共同研究運営委員会規則

制定 平成22年4月1日

改正 平成23年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大気海洋研究所協議会規則第7条第2項に基づき、共同研究運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(任務)

第2条 委員会は、東京大学大気海洋研究所(以下「研究所」という。)柏地区及び大槌地区で行う共同利用・共同研究等に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 東京大学大気海洋研究所長(以下「所長」という。)
- (2) 学外の学識経験者若干名
- (3) 研究所教授または准教授のうちから若干名
- (4) その他所長が必要と認めた者

- 2 委員総数の半数以上は、学外者とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選による。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 委員会のもとに、陸上共同研究部会、気候モデリング研究部会及び学際連携研究部会を置く。

- 2 部会は、定められた任務を遂行し、委員会に提案を行う。

- 3 部会の任務及び部会委員の選出等については、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務部で処理する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

資料1-8-10 東京大学大気海洋研究所研究船共同利用運営委員会規則

東京大学大気海洋研究所研究船共同利用運営委員会規則

制定 平成22年4月1日

改正 平成23年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大気海洋研究所協議会規則第7条第2項に基づき、研究船共同利用運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(任務)

第2条 委員会は、研究船淡青丸及び研究船白鳳丸(以下「研究船」という。)の共同利用に関する事項を審議する。

- 2 研究船に関する重要事項について検討し、大気海洋研究所協議会に意見及び要望等の提案を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 東京大学大気海洋研究所長(以下「所長」という。)
- (2) 日本学術会議地球惑星科学委員会SCOR分科会の推薦による東京大学大気海洋研究所(以下「研究所」という。)外の者6名
- (3) 研究所の教授又は准教授のうちから3名
- (4) 独立行政法人海洋研究開発機構の職員2名(第2号により推薦された者を除く。)
- (5) その他所長が必要と認めた者

- 2 委員総数の半数以上は、学外者とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選による。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 委員会のもとに、研究船運航部会、研究船舶部会及び研究船観測部会を置く。

- 2 部会は、定められた任務を遂行し、委員会に提案を行う。

- 3 部会の任務及び部会委員の選出等については、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務部で処理する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。